# 住居確保給付金 利用ガイド(家賃補助)



住宅確保給付金事業は、離職等により住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相 当分を支給することにより、住居および就労機会の確保に向けた支援を行う再就職支援制度です。

# [1

1】利用驱	要件(すべてにあ	てはまることが必要です。)	
1	離職、廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は住居を喪失するおそれがある。		
2	【A 離職・廃業の場合】 申請日において、原則離職・廃業の日から2年以内である。 【B 離職・廃業以外の場合】 収入を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が職又は廃業の場合と同等程度の状況である。		
3	②において、その属する世帯の生計を主として維持していた。 ※離職後、離婚などにより主たる生計維持者となっている場合も含む。		
4	世帯人員 1人 2人 3人 4人 5人 ※給与収入の場合、	世帯収入 84,000円 + 実家賃(53,700円上限) 130,000円 + 実家賃(64,000円上限) 172,000円 + 実家賃(69,800円上限) 214,000円 + 実家賃(69,800円上限) 255,000円 + 実家賃(69,800円上限) 社会保険料等が引かれる前の事業主が支給する総支給額(ただし交通費支給額は除く)	
	※22歳以下の就学中の子の収入は含まない。 金融資産について基準以下である。		

世帯人員	金融資産※
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

※銀行の預金・キャッシュレス決済の入金・債券・株式・投資信託等を含む。

※負債がある場合でも金融資産から差し引きはしません。

- 離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていない。 6
  - ※申請者と同一の世帯に属する者も含む。
- 誠実かつ熱心に求職活動をする。 7 ※詳細は裏面「【3】支給期間中に必要な求職活動について」参照。
- 8 申請者と同一の世帯に属する者のいずれも暴力団員ではない。
- 9 生活保護受給者ではない。

(5)

### 【2】支給内容

・支給金額 共益費・管理費・駐車場代等を除いた実家賃分 ※ただし、世帯収入額によっては、全額支給されない場合があります。

※(参考)支給上限額 単身世帯 月額 53,700 円 2 人世帯 月額 64,000 円3~5 人世帯 月額 69,800 円 6 人世帯 月額 75,000 円

- ・支給期間 申請書類が揃った月から原則3か月(一定の要件を満たせば最大9か月まで延長可能)
- ・支給方法 原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の銀行口座に直接振り込み

#### 【3】支給期間中に必要な求職活動について

支給期間中は、常用就職に向けて以下の就職活動を行うことが必要です。誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合などにより、支給中止となることがあります。

+

①離職・廃業・休業等で求職活動をする方

【週1回以上】 企業等への応募・面接 【月2回以上】 ハローワーク等の 職業相談

【月4回以上】 当センター支援員面接等の支援 を受ける ※電話・メールも可

②上記①以外で自営業等の事業再生に向けた活動を行う方

+

【月1回以上】

専門機関に経営相談をして助言を受ける。自立に向けた計画作成し活動する。

【月4回以上】

当センター支援員面接等の支援を受ける ※電話・メールも可

# 【4】申請時の必要書類

申請にあたっては、生活状況をお聞きするほか、申請書等への記入をお願いしますので、以下の書類をご準備ください。不明点については、お問い合わせください。

+

1	本人確認書類			
	□1点の提示でよい書類 : 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証など顔写真があるもの			
	□2点以上の提示が必要な書類 : 健康保険証、国民年金手帳など顔写真がないもの			
2	離職後2年以内または離職・廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し			
	□雇用保険受給資格者証 □離職票 □離職(退職)証明書 □廃業届 □給与明細書 など			
3	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者の収入が確認できる書類の写し			
	口給与明細書(直近3か月間のもの) 口年金振込通知書等			
4	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産が確認できる書類の写し			
	□銀行の預金等は直近3か月分の履歴がわかるもの ※アプリの場合は口座番号、氏名、キャッシュカードが必要			
	□債券・株式などはネット等により金額を確認できるもの			
5	求職受付票(ハローワークカード)			
6	居住住宅の賃貸借契約書 (更新契約書がある場合は更新契約書が必要)			
7	- - 光熱費(水道・ガス・電気)及び家賃の支払いが確認できるもの			

## 【5】問合せ先

社会福祉法人小平市社会福祉協議会 こだいら生活相談支援センター TEL:042-349-0151 メールアドレス:sscenter@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp